行政コスト計算書について

1.「行政コスト計算書」とは

企業などが作成する損益計算書に相当するもので、貸借対照表が資産、負債の面から財政状況を みているのに対し、資産形成につながらない行政サービスなどにどのくらいの費用がかかり、どの ような財源で賄っているのかを表した一覧表です。

2.対象となる会計の範囲

普通会計(一般会計、自家用有償バス事業特別会計、市民保養施設事業特別会計)

3.作成基準日

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで(平成19年度末)

4.作成方法

総務省の示した「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」(平成13年3月)に基づき作成しています。

普通会計の基礎数値は、平成19年度の地方財政状況調査(決算統計)データを基に、行政コストについては資産形成につながる支出を除いた現金支出に減価償却費、退職給与引当金などの非現金支出を加算しており、収入項目については発生主義に基づき、現年調定額を計上し、貸借対照表に計上している国庫支出金及び県支出金は控除しています。

5. 行政コスト計算書の活用方法

作成された行政コスト計算書から、行政分野別のコスト配分や、それぞれのコストに充てられた 使用料、手数料等の財源の把握が可能となり、具体的には次のような活用方法が考えられます。

(1) 経年比較

- (2) 市民一人当たり行政コスト計算書
- (3) 行政コスト対有形固定資産(資産総額)比率

「目的別かつ性質別行政コスト額÷目的別有形固定資産総額(資産総額)」 資産を活用するためにどれだけのコストが、どのようにかけられているかがわかります。

(4) 収入項目対行政コスト比率

「目的別収入額:目的別行政コスト」

それぞれの分野の行政コストが、受益者からの使用料、手数料等で賄われているのか、外部の補助金等で賄われているのか、また、税等の一般財源がどれだけ投入されているのかを把握することができます。